

障害者虐待防止法施行後の状況

令和7年2月18日

島根県健康福祉部障がい福祉課

障害者虐待防止法の概要

法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県が「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、あわせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①家庭 = 養護者による障害者虐待
 - ②施設 = 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③職場 = 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

「養護者」とは

(第2条第3項)

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

「障害福祉施設従事者等」とは

(第2条第4項)

法律上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 <p>(厚生労働省令で定める事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>

* 障害児入所施設については、通報義務も含め児童福祉法で規定。

「使用者」とは

(第2条第5項)

- ・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所	
		<障害者総合支援法>		<介護保険法 >	<児童福祉法>				
		障害福祉 サービス事業所 (入所系、日中系、 訪問系、GH等含)	一般相談支 援 事業所又は 特定相談支 援事業所	高齢者 施設等 (入所系、通所系、 訪問系、居住系 等含)	障害児通所 支援事業所 (児童発達支援、 放課後等デイ等)	障害児入所 施設等(注1)			障害児相談 支援事業所
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※被虐待者支 援は、障害者 虐待防止法も 適用	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)		障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県 労働局)	障害者虐待 防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)				【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省 令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村 (注2))	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)			
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 (特定疾病40歳以上 の若年高齢者含む) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)					

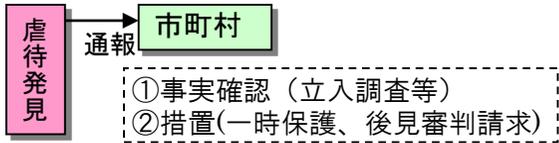
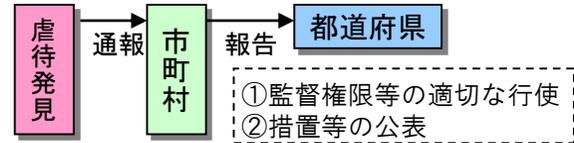
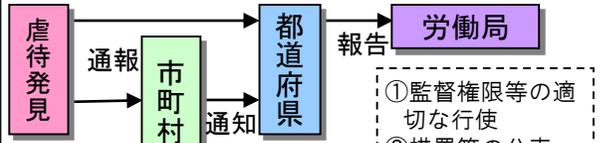
(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

区 分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱的な発言や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待防止法施行後の状況

令和5年度 島根県及び全都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等
 (令和6年12月25日報道発表資料より)

上段：R5年度数値
 下段()：R4年度数値

	養護者による 障害者虐待		障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		使用者による障害者虐待	(参考) 都道府県労働局の対応	
	全国	島根県	全国	島根県			全国
市区町村等への 相談・通報件数	9,972件 (8,650件)	30件 (24件)	5,618件 (4,104件)	28件 (24件)	1,512件 (1,230件)	虐待判断件数 (事業所数)	447件
市区町村等による 虐待判断件数	2,283件 (2,123件)	9件 (7件)	1,194件 (956件)	6件 (6件)			(430件)
被虐待者数	2,285人 (2,130人)	9人 (7人)	2,356人 (1,352人)	7人 (6人)			被虐待者数

(注1) R5年度数値は、R5年4月1日からR6年3月31日までの調査結果を集計したもの

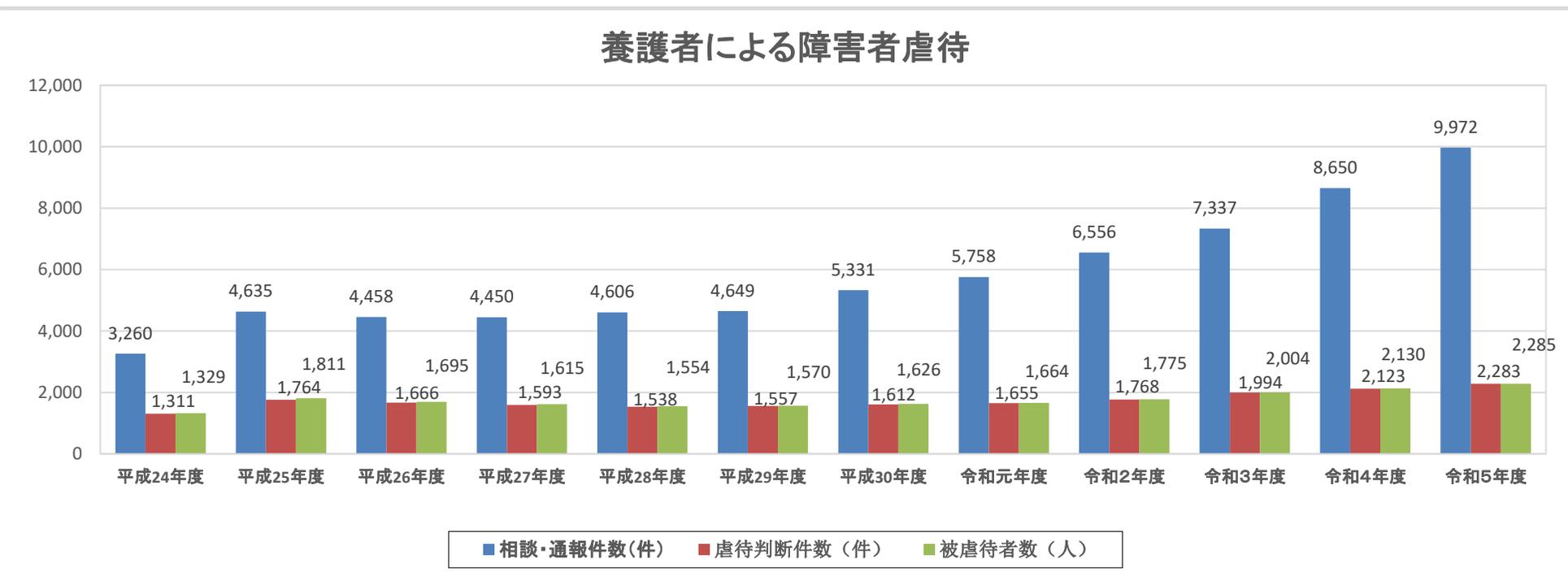
(注2) 全国値は、R6年12月25日社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室のデータを引用

(注3) ()内R4年度数値は、前回調査(R4年4月1日からR5年3月31日)のもの

(注4) 都道府県労働局の対応については、R6年9月4日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用

令和5年度 全都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等 <養護者による障害者虐待> 【全国】

養護者による虐待	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

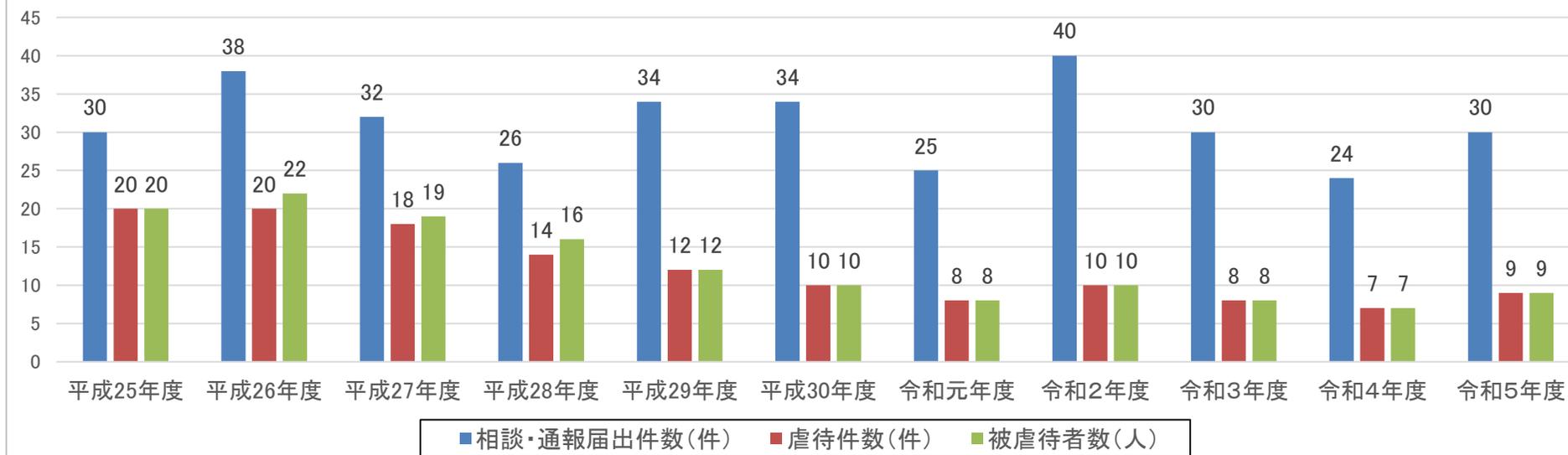


令和5年度 全都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等 <養護者による障害者虐待> 【島根県】

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報届出件数は30件であり、令和4年度から増加(24件→30件)。
- ・令和5年度の虐待判断件数は9件であり、令和4年度から増加(7件→9件)。
- ・令和5年度の被虐待者数は9人であり、令和4年度から減少(7人→9人)。

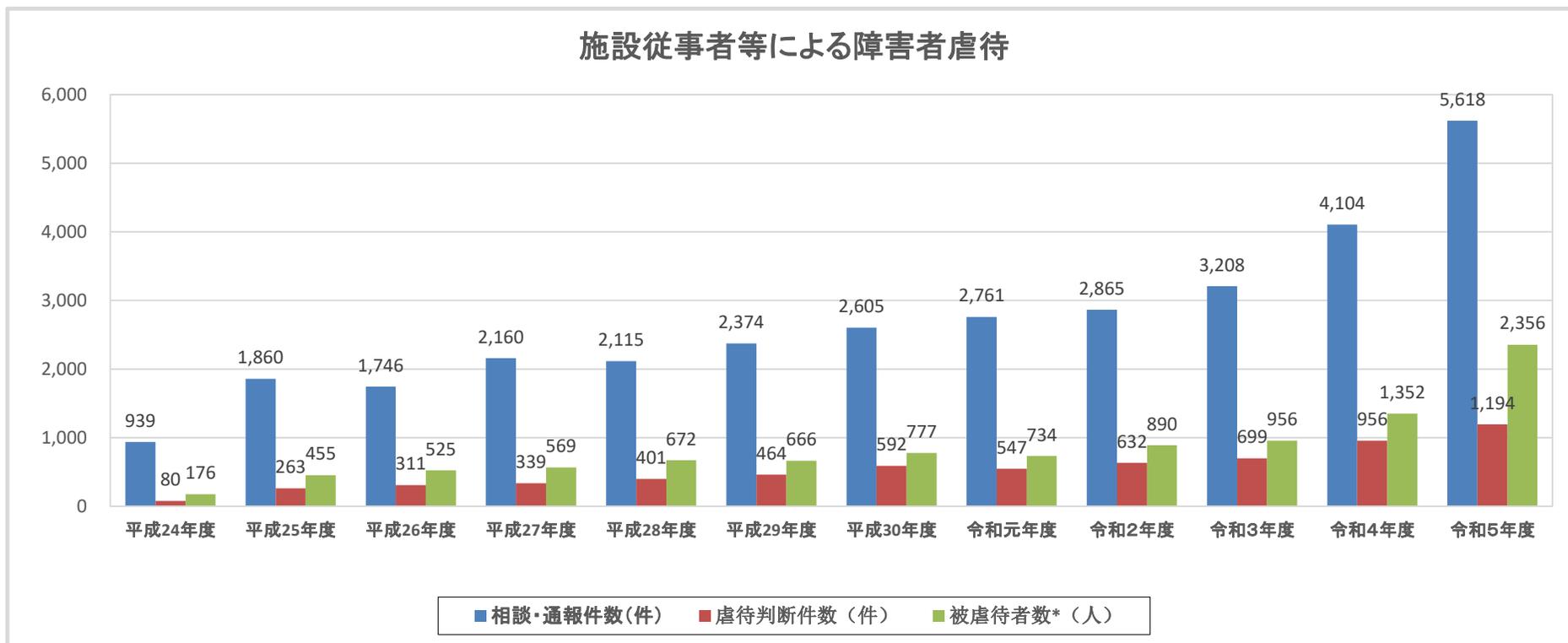
養護者による虐待	平成						令和				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	30	38	32	26	34	34	25	40	30	24	30
虐待判断件数(件)	20	20	18	14	12	10	8	10	8	7	9
被虐待者数(人)	20	22	19	16	12	10	8	10	8	7	9

養護者による障害者虐待【島根県】



令和5年度 全都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等 <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 【全国】

障害者福祉施設従事者等による虐待	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

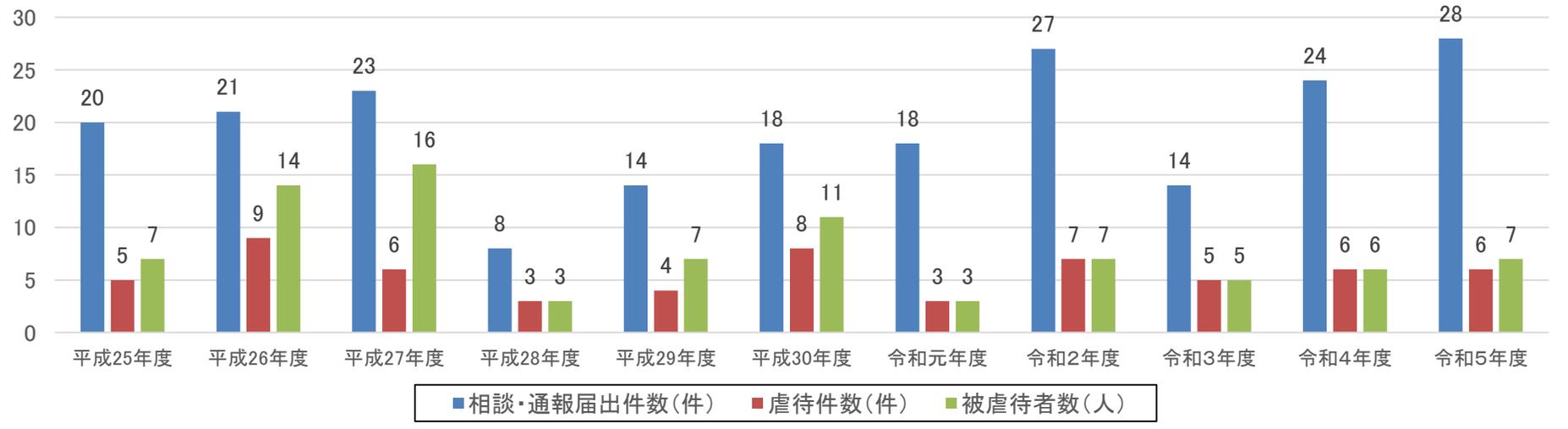


令和5年度 全都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等 <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 【島根県】

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報届出件数は28件であり、令和4年度より増加(24件→28件)。
- ・令和5年度の虐待判断件数は6件であり、令和4年度と同じ。
- ・令和5年度の被虐待者数は7人であり、令和4年度より増加(6人→7人)。

障害者福祉施設従事者等による虐待	平成						令和				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	20	21	23	8	14	18	18	27	14	24	28
虐待判断件数(件)	5	9	6	3	4	8	3	7	5	6	6
被虐待者数(人)	7	14	16	3	7	11	3	7	5	6	7

施設従事者等による障害者虐待【島根県】



刑法の一部を改正する法律の概要

施行期日：平成29年7月13日

- 平成26年10月～平成27年8月 「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日法務大臣に答申

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「強制性交等罪」とする。
※ 現行法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とする。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等(新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。
※ 現行法では, 強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化(現行法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪（令5年7月改正）
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと思われる
障害者を
発見した人



通報義務



サービス管理
責任者



通報義務



施設長
管理者



通報義務



相談



相談

市町村障害者虐待防止センター

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すことができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

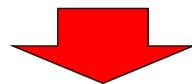
障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」
⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

令和6年度報酬改定における 障害者虐待防止対策の強化について

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

身体拘束の適正化について

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録する必要があります。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

○令和6年度報酬改定 新旧対照表

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現行
<p>(26) 身体拘束等の禁止(基準第35条の2)</p> <p>①基準第 35 条の2 第 1 項及び第 2 項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p><u>なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。</u></p> <p>②同条第 3 項第 1 号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用 <u>に努めることとし、</u> その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも 1 年に 1 回は開催することが <u>必要であるが、</u> 虐待防止委員会 と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p>	<p>(26) 身体拘束等の禁止(基準第35条の2)</p> <p>①基準第 35 条の2 第 1 項及び第 2 項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>②同条第 3 項第 1 号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用 <u>することが望ましく、</u> その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも 1 年に 1 回は開催することが <u>望ましいが、</u> 虐待防止委員会 と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p>

○令和6年度報酬改定 新旧対照表

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現行
<p>指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。<u>なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。</u></p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。<u>なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。</u> エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と<u>廃止へ向けた方策</u>を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ <u>廃止へ向けた方策</u>を講じた後に、その効果について検証すること。</p>	<p>指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と<u>適正化策</u>を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ <u>適正化策</u>を講じた後に、その効果について検証すること。</p>

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、**個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する**必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、**個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載**します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、**適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る**ことが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録**します。

障害者虐待防止と対応の手引きの 改定について [R6.7月改定]

(自治体向け)

(施設・事業所従事者向け)

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント (自治体向け手引き)

- ・ 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における障害者虐待の都道府県への通報義務等が設けられたことを踏まえ、記載を修正(P17、P33)。
- ・ 地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援事業の実施要領の改正を踏まえ、障害者虐待防止・権利擁護研修において、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする旨を追加(P37)。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されたことに伴い「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に修正(P81)。
- ・ 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一(P101、P132)。
- ・ 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P102)。また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P132)。

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント (自治体向け手引き)

- ・ 通報者への虐待対応状況の報告及び通報者保護について、以下の記載を追加・修正。
 - ・ 養護者虐待における通報者への対応状況の報告について、明確化する観点で修正(P52)。
 - ・ 福祉施設従事者等虐待及び使用者虐待における通報等による不利益な取扱いの禁止に関連して、公益通報者保護法の規定に関する内容を参考として追加(P110、P147)。
 - ・ 福祉施設従事者等虐待及び使用者虐待における通報者への報告が必要な場合の対応等に関する記載を追加(P116、P150)。
 - 「基本的に、通報者に対する行政機関からの報告義務はありません。ただし、事情によって報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報・法人情報、守秘義務の取り扱いに十分配慮した上で、可能な範囲で説明します。」
- ・ 令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業の成果を踏まえ、福祉施設従事者等虐待における、虐待があった施設の再発防止に向けての支援について、施設所在地自治体の役割に関する記載を追加(P127)。
 - 【例】・(自立支援)協議会を通じた事業所間の連絡会等の開催
 - ・協議会に事業種別部会や権利擁護部会等を設け、研修や職員交流会等の企画の働きかけ
 - ・日中サービス支援型共同生活援助の事業所による協議会への事業実施状況の報告が行われているかの定期的な確認。実施していない場合には勧奨を行い、悪質な場合には指導監査権限自治体への情報共有を行う 等
- ・ 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P136、P137)。

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント (施設・事業所従事者向け手引き)

- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P15)。また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P36)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一(P14、P15)。
- 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正(P29)。
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P43)。

市町村障害者虐待防止センター等 相談・通報先一覧表

市町村名	平日の日中			平日の夜間・休日		
	時間帯	電話	FAX	時間帯	電話	FAX
松江市	8:30～17:15	0852-55-5236	0852-55-5079	左記以外	0852-55-5555 (市役所当直)	0852-55-5079 (家庭相談課)
浜田市	8:30～17:15	0855-25-9322	0855-22-9733	左記以外	0855-25-9322 (市役所当直)	0855-22-2670 (市役所当直)
出雲市	8:30～17:15	0853-21-6905	0853-21-6598	左記以外	0853-21-2211 (市役所当直)	0853-21-6590 (市役所当直)
益田市	8:30～17:15	0856-31-1477	0856-31-8120	左記以外	0856-31-1477 (市役所当直)	0856-31-8120 (障がい者福祉課)
大田市	8:30～17:15	0854-83-8142	0854-82-9730	左記以外	0854-82-1600 (市役所当直)	0854-82-9730 (地域福祉課)
安来市	8:30～17:15	0854-23-3216	0854-32-9008	左記以外	0854-23-3000 (市役所当直)	0854-32-9008 (福祉課)
江津市	8:30～17:15	0855-52-7934	0855-52-4512	左記以外	0855-52-2501 (市役所当直)	0855-52-1380 (市役所当直)
雲南市	8:30～17:15	0854-40-1042	0854-40-1049	左記以外	0854-40-1042 (市役所守衛)	0854-40-1049 (長寿障がい福祉課)
奥出雲町	8:30～17:15	0854-54-2541	0854-54-0052	左記以外	0854-54-1221 (町役場守衛)	0854-54-0052 (福祉事務所)
飯南町	8:30～17:15	0854-72-1773	0854-72-1775	左記以外	0854-76-2211 (町役場守衛)	0854-72-1775 (福祉事務所)

川本町	8:30～17:15	0855-72-0633	0855-72-0635	左記以外	0855-72-0633 (町役場当直)	0855-72-1136 (健康福祉課)
美郷町	8:30～17:15	0855-75-1931	0855-75-1505	左記以外	0855-75-1211 (町役場当直)	0855-75-1218 (町役場当直)
邑南町	8:30～17:15	0855-95-1115	0855-95-0268	左記以外	0855-95-1111 (町役場当直)	0855-95-0268 (医療福祉政策課)
津和野町	8:30～17:15	0856-72-0673	0856-72-1650	左記以外	0856-72-0673 (町役場当直)	0856-72-1650 (町役場当直)
吉賀町	8:30～17:15	0856-77-1165	0856-77-1891	左記以外	0856-77-1111 (町役場当直)	0856-77-1891 (保健福祉課)
海士町	8:30～17:15	08514-2-1823	08514-2-0208	左記以外	08514-2-1823 (町役場守衛)	08514-2-0208 (町役場守衛)
西ノ島町	8:30～17:15	08514-6-0104	08514-6-1183	左記以外	08514-6-0101 (町役場当直)	08514-6-0683 (町役場当直)
知夫村	8:30～17:15	08514-8-2211	08514-8-2093	左記以外	08514-8-2211 (村役場当直)	08514-8-2093 (村役場当直)
隠岐の島町	8:30～17:15	08512-2-8561	08512-2-6630	左記以外	08512-2-2111 (町役場当直)	08512-2-6630 (保健福祉課)
島根県障がい者 権利擁護センター	8:30～17:15	0852-22-5723	0852-22-6687	左記以外	080-5752-1745 (留守番電話)	0852-22-6687